

■ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の提案をされる皆様へ

1 景観重要建造物、景観重要樹木は以下の基準に該当することが必要です。

(1) 共通

- イ 山形県の景観計画区域内にあること
- ロ 文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されていないこと。

(2) 景観重要建造物

イ 景観重要建造物の指定の方針（県景観計画 第4）

自然、歴史、文化と視覚環境の観点から、指定の方針は次に掲げるとおりとする。

- (イ) 建造物が日常的に使用されていること。又は現在使用されていない建造物においては、将来使用されることが確実であること。
- (ロ) 建造物を望見できる場所の近傍に視覚的な障害物がないこと。
- (ハ) 建造物が伝承又は風俗慣習と結びついて、当該建造物が所在する地域において伝統的又は文化的意義を有すること。又は建造物が連なり地域を象徴する街並みを形成していること。

ロ 景観重要建造物の指定の基準（景観法施行規則 第6条）

- (イ) 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- (ロ) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(3) 景観重要樹木

イ 景観重要樹木の指定の方針（県景観計画 第5）

自然、歴史、文化と視覚環境の観点から、指定の方針は次に掲げるとおりとする。

- (イ) 樹木の育成環境が良好であること。又は育成環境の整備計画が明確かつ当該計画の実施が確実であること。
- (ロ) 樹木を望見できる場所の近傍に視覚的な障害物がないこと。
- (ハ) 樹木が伝承又は風俗慣習と結びついて当該樹木が所在する地域において伝統的又は文化的意義を有すること。又は樹木が群として存在し地域を象徴する景観を形成していること。
- (ニ) 当該樹木が愛称を有し地域に親しまれていること。

ロ 景観重要樹木の指定の基準（景観法施行規則 第11条）

- (イ) 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- (ロ) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

2 提案する場合は、以下の書類を当該物件の所在地を所管する総合支庁建設部建設総務課へ提出してください。なお、提案は当該建造物（樹木）の所有者及び景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構がすることができます。

(1) 景観重要建造物

- ・提案書（参考様式（景観重要建造物の指定の提案））
- ・景観法施行規則第7条第1項各号に掲げる図書
当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真
当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者の合意を得たことを証する書類

(2) 景観重要樹木

- ・提案書（参考様式（景観重要樹木の指定の提案））
- ・景観法施行規則第12条第1項各号に掲げる図書
当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者の合意を得たことを証する書類

3 提案提出後の処理

提案書及び添付図書は、各総合支庁建設部建設総務課から県庁県土整備部県土利用政策課へ送付され、県土整備部県土利用政策課で指定するかどうかの判断を行います。

判断にあたり、当該建造物（樹木）の所有者、当該建造物（樹木）が所在する市町村の長及び山形県景観審議会の意見を聴きます。

その結果、指定する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を提案者へ通知します。

指定する場合は、県公報で告示するとともに、当該建造物（樹木）の所有者及び提案者へ指定する旨を通知します。

指定した場合、当該建造物（樹木）の所有者と協議を行い、県土整備部県土利用政策課と総合支庁建設部建設総務課が協力して、景観重要建造物（樹木）を表示する標識を設置します。

4 指定後の管理等

景観重要建造物（樹木）の指定をうけた建造物（樹木）については、基準にしたがって適切に管理していただきます。また、現状変更（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為を除く。）を行う場合は、山形県知事の許可が必要となります。

また、許可をとらないで行為を行った場合、許可に付された条件に違反した場合は、原状回復命令がだされる場合があります。

(1) 景観重要建造物

- ・増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 景観重要樹木

- ・伐採又は移転

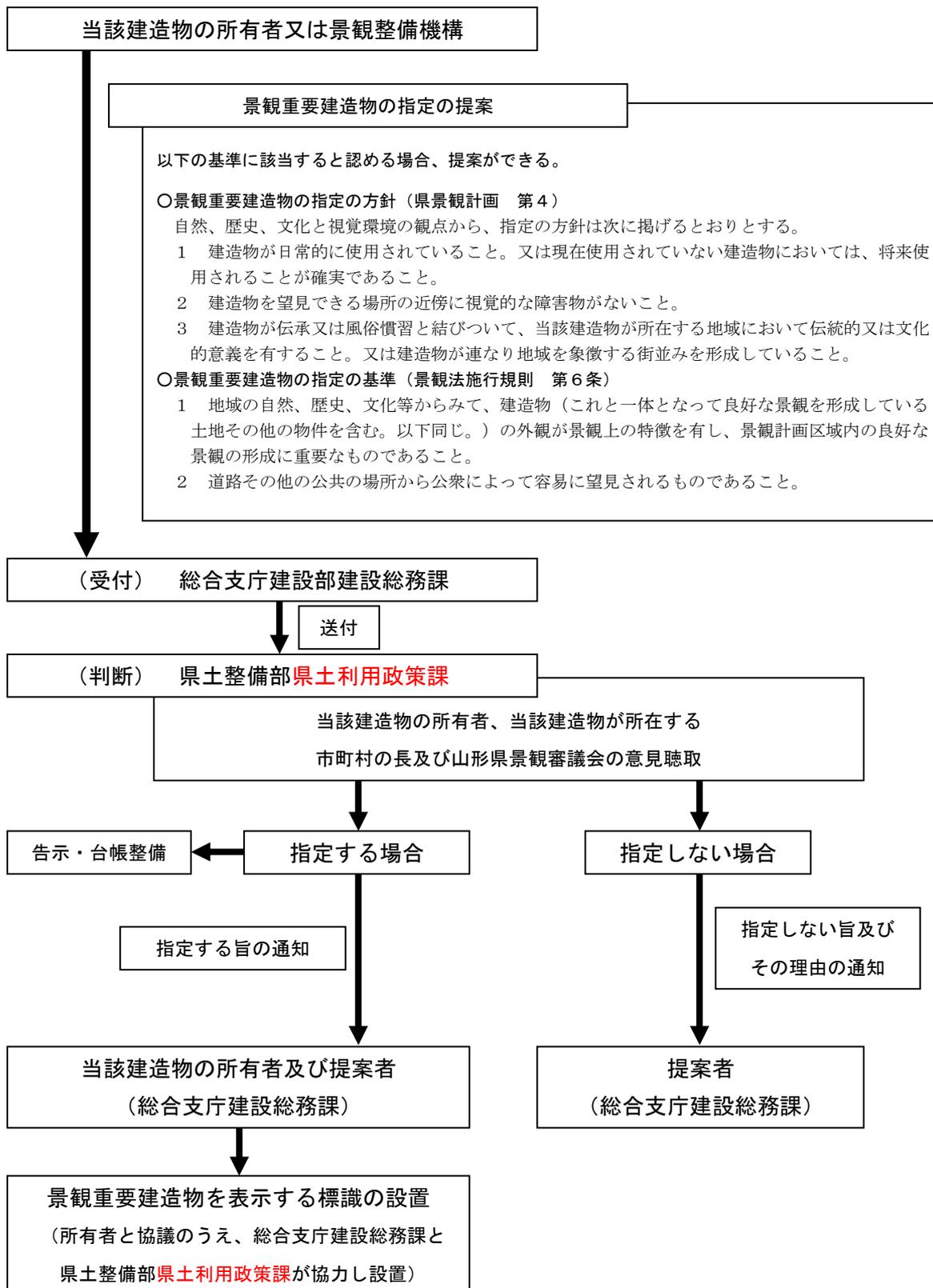
<問い合わせ先>

山形県県土整備部 **県土利用政策課**

景観・地域づくり担当

TEL 023-630-2581 FAX 023-630-2582

■ 景観重要建造物の指定（フロー図）



■ 景観重要樹木の指定（フロー図）

